

社会福祉法人 川崎愛児園

役員等報酬規程

社会福祉法人 川崎愛児園

社会福祉法人 川崎愛児園 役員等報酬規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人川崎愛児園（以下「法人」という）定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第 2 条 役員等には、別表 1 の通り報酬等を支給する。但し、法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員報酬等は支給しない。

2 役員等に対する功労金は、役員等として円満に任期を終了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬等の算定方法）

第 3 条 役員等に対する報酬の額は、別表 1 に定める額とする。

2 功労金については、別表 2 に定める算式により算出した額を支給する。

3 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、宿泊料）を支給（実費分）する。

（報酬等の支給方法）

第 4 条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 功労金については、任期の満了、辞任又は死亡等により退職した後速やかに支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除して支給する。

（改廃）

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補足）

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則

この規程は、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年（2021 年）5 月 11 日から施行する。

この規程は、令和 5 年（2023 年）3 月 17 日から施行する。

別表 1（役員等報酬）

役職名	用 務	日 額
理事長	理事会等会議出席	32,000 円
	管理運営業務・検討事案のための出勤	
理 事	理事会等会議出席	16,705 円
評議員	評議員会等会議出席	16,705 円
監 事	理事会等会議出席	16,705 円
	監事監査のための出勤	
評議員選任・解任 委 員	評議員選任・解任委員会等会議出席	16,705 円

※1 役員等報酬日額は税込みの金額とし、源泉徴収税額が変更した場合は、日額が変動するものとする。

別表 2（役員等功労金算定式）

【理事長】

$$20,000 \text{ 円} \times \text{在職年数} = \text{上限 } 600,000 \text{ 円}$$

【理事長を除く役員等】

$$10,000 \text{ 円} \times \text{在職年数} = \text{上限 } 300,000 \text{ 円}$$

※2 在職年数が 1 年に満たない時は、切り上げるものとする。

※3 令和 3 年 5 月 11 日以前の在職年数は、通算する。